



JASDAQ

平成 23 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 日本プロセス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 大部 仁  
(JASDAQ・コード9651)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役 管理統括兼財務統括  
久保 裕  
電 話 03-5408-3351

当社株式の大規模な買付提案及び買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 20 年 3 月 7 日開催の取締役会において、当社株式の大規模な買付提案及び買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成 20 年 8 月 26 日に開催された第 41 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、平成 23 年 8 月に開催いたします第 44 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、旧プランを実質的に同一の内容で継続すること（以下「本継続」といい、本継続後の取組みを以下「本プラン」といいます。）を取締役の全員一致により決議しましたことをお知らせいたします。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、株主の皆様のご意思を反映させるという観点から、平成 23 年 8 月 26 日開催予定の第 44 期定時株主総会にお諮りさせていただくことを予定しております。

なお、本継続を決定した取締役会において、社外監査役 2 名を含む当社監査役 3 名全員は、本プランが適正に運用されることを条件として、本継続に賛同する旨の意見を述べております。

本プランの継続に際し、株券電子化が実施されたこと等を踏まえた所要の修正、その他形式的な修正等を行っておりますが、本プランの内容について実質的な変更はありません。

平成 23 年 5 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、添付資料 1 のとおりであります。

なお、現時点において、特定の第三者から大規模な買付行為を行う旨の通告や提案を受けていないことを申し添えます。

## 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉（後掲「2. (1) 企業価値の源泉について」参照）を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えており、当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案又は買付行為の是非についての判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、当社のビジネス（後掲「2. (2) 企業価値及び株主共同の利益の向上のための取り組みについて」参照）は、株主の皆様を始め、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

近時、新しい法制度、企業買収環境及び企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあり、また、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては株主共同の利益を毀損する可能性があるときは、当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大量取得行為に対して必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

### (1) 企業価値の源泉について

当社は昭和42年の創立以来、「制御システム」の開発を中心にソフトウェアの開発に従事してまいりました。当時日本においては、情報サービス産業の黎明期であり、当社は顧客と一体となりソフトウェアの開発のノウハウを蓄積してまいりました。また品質の向上やコストダウンに努め、長年にわたって顧客の「信頼」を築いてまいりました。この顧客との信頼関係は、当社にとって大きな無形の資産となっております。

また当社従業員は、当社の企業理念「情報通信技術を駆使した新しい価値創造を通して顧客とともに社会に貢献する」の下、お客様の満足度向上のため、技術力の向上や納期の厳守に努めてまいりました。当社としても、従業員の育成には非常に力を入れており、昭和63年長野県富士見高原に研修所を開設し、技術や品質の向上を図ってまいりました。更に今日、日々進化していく情報技術のフィールドで、常に最先端のソリューションを提供できるよう、研修制度を再構築し、最新の技術の習得が可能な環境作りに努めております。

これらの結果、従業員一人一人の仕事に対する強い探究心を生み出すとともに、当社独自の報酬制度（業務の貢献度を自分たちで評価する）等も要因となって高いモチベーションを生み出すこととなり、独特の企業風土が形成されております。

このように、顧客との信頼関係や会社と従業員の信頼関係そして従業員一人一人の高いモチベーションが、当社にとっての企業価値の源泉であるといえます。

現在情報サービス業界は、その市場環境や技術の変化が激しく、企業の盛衰も激しくなっております。その中で当社は、その変化をチャンスと捉え、中期経営計画（後掲「2. (2) ②中期経営計画の推進」参照）にもとづきソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることにより顧客に最大のメリットを提供するというトータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービス（T-SES）を実現し、更なる成長を目指していく所存です。しかしながら、このような成長を実現するためには、上述した長年にわたって顧客・従業員・株主の皆様との「信頼関係」により育成された経営の基盤が不可欠です。そして、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の独自の経営を向上させる者が当社の財務及び事業の方針を決定する者とならなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

このような判断から当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付提案者と交渉を行うための一定のルールを定めることが、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化のために必要であると考えております。

## (2) 企業価値及び株主共同の利益の向上のための取り組みについて

当社は、上記の当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでおります。以下に掲げる取組みは、いずれも本基本方針の実現に資するものと考えております。

### ①当社の経営方針

当社は制御、組込、プラットフォーム分野に特化したソフトウェア受託開発業務を行っており、お客様の満足度向上のためサービスとスピードをキーワードとして品質・納期・価格・セキュリティの4項目に重点を置き信頼できるソリューションを提供して参ります。具体的には

- (a) お客様に満足して頂ける付加価値の高い製品を提供する。
- (b) 株主の皆様のご期待と信頼に応える魅力ある成長経営を目指す。
- (c) とともに働く社員に誇りを持って楽しく働ける環境と機会を公平に提供する。
- (d) 社会の発展のために安全で安価な製品を提供する

の4点を経営方針として掲げ、中長期的な発展・成長を実現するとともに、企業の社会的責任に十分配慮し、より一層の企業価値向上を目指して参りたいと考えております。

## ②中期経営計画の推進

当社グループは企業価値を高めるために中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、ソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることにより顧客に最大のメリットを提供するというトータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービス（T-SES）を実現するために、社会インフラを戦略分野として、受注拡大のための営業強化、当社のマネジメント力を活かすための請負範囲の拡大、実務を通じた人材の育成、コスト効率向上と人材の最適配置のための子会社を含めた事業再編などを重点施策として実施してまいります。

## ③コーポレート・ガバナンスの強化について

当社グループでは経営の透明性・健全性の観点から、コーポレート・ガバナンスは経営上の重要課題の一つと認識しております。経営環境や市場の変化、顧客の動向に素早く対応するため、迅速かつ適正な意思決定を図ると同時に、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。この考えに基づき、

- (a) 重要な業務執行の決定はすべて取締役会に付議され迅速に決定されており、その執行の監視は取締役間相互にて牽制機能をもって行っております。
- (b) 株主が業績結果に基づいた取締役評価をより適時に行えるように、取締役の任期は一年となっております。
- (c) 取締役会の任意の諮問委員会として代表取締役をのぞく常勤取締役、社外取締役、監査役、から選任される指名報酬委員会及び投資審査委員会を設置し、経営監督機能の向上に努め、株主重視の経営を推進しております。
- (d) 監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営について監視し、取締役の職務執行を含む日常的な経営活動の監査を行っております。監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとし、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられております。
- (e) 取締役および監査役に監査結果の報告を行う独立した内部監査部門として経営監査室（1名）を設置し、内部監査規程に基づき各部門の会計監査・業務監査・コンプライアンス監査・内部統制監査を実施しております。
- (f) グループ会社を含めた全取締役、従業員が、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、速やかに管理部あるいは社外の顧問弁護士に対し通報・相談を行い、内部統制の自浄化を図る体制を整備しております。

## ④利益配分に関する基本方針

更に当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けており、ソフトウェア業界における競争力を維持・強化するとともに、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針とし、安定的な配当の継続と配当性向50%以上を目標としております。その結果、平成20年5月期より平成

23年5月期まで30円の配当を継続しております。当社は、配当水準を利益配分に関する基本方針に基づき、今後も引き続き株主・投資家の皆様のご期待に応じていく所存であります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### (1) 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、上記1に記載した基本方針に沿って導入されるものであります。当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案及び買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付提案及び買付行為を抑止するためには、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案すること、株主の皆様にかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保することが第一の目的であると判断いたしました。そこで、本プランにおいては、当社に対する買付提案又は買付行為の実行を検討している者（以下、総称して「買付提案者」といいます。）より、事前に当社に対する買付けに関する情報（買付提案者の概要、買付内容・対価・時期、買付完了後の経営戦略等）の提供を受け、当社取締役会が買付提案者と交渉並びに提案内容の検討を行う期間を確保し、当該買付提案又は買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行うこととしております。これに対し、買付提案者が事前の情報提供や予告なく当社株式に対する買付行為を開始するような場合や、買付提案又は買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、当社としてはその毀損を防止するために対抗措置を発動できることとしております。なお、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会を設置することといたします。

本プランの導入から対抗措置の発動及び不発動までの全体的な流れにつきましては、添付資料2のフロー表をご参照ください。

なお、平成23年5月31日現在の当社株式の状況は、添付資料1のとおりであります。

#### (2) 本プランの内容

##### ① 本プランの概要

本プランにおいて、当社は、以下の手続によって買付提案者に対して買付提案及び買付行為の概要及びその他の情報の提供を求めるものとします。かかる情報の提供を受けた後、当社では、下記に定める特別委員会及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、当社取締役会としての意見を慎重に形成及び公表し、必要と認めれば、買付提案についての交渉や株主の皆様に対する代替案（当社取締役会が経営を継続することによって実現しうる当社の企業価値・株主共同の利益及びそのための具体的な方策のほか、当該買付行為に直接対抗するための当社取締役会その他の第三者を主体とした買付案を含みます。以下同じ。）の提示も行うものとします。

かかる検討の結果、下記に定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件を充足するか否かを特別委員会において判断し、特別委員会が当社取締役会への勧告を行った上、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定するものとします。

これら本プランの具体的な内容については、以下の②から⑤に示すとおりです。

## ② 買付行為等に際してのルール設定

### (a) 本プランの対象となる買付提案者

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株券等の買付提案、買付行為又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「買付行為等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

買付行為等を行い、又は行おうとする買付提案者（以下「大量買付提案者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 特定の株主グループが当社の株券等の保有者及び共同保有者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付け（当該特定の株主グループを、以下「特定大量保有者」といいます。）
- (ii) 特定株主グループが当社の株券等の買付等を行う者及びその特別関係者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付け（当該特定の株主グループを、以下「特定大量買付者」といいます。）

### (b) 必要情報提供手続

本プランの対象となる大量買付提案者には、買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大量買付提案者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買付行為等の概要及び本プランで定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。なお、書面はすべて日本語により作成して頂きます（以下において大量買付提案者が提出すべきとされている書面・情報についても同様とします。）。

当社取締役会は、下記の特別委員会の助言及び勧告に基づいて、大量買付提案者からの提案内容が具体的にいかに当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるかを明らかにするた

め、上記の意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、大量買付提案者の買付行為等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大量買付提案者に交付し、本必要情報の提供を求めます（以下「必要情報提供手続」といいます。）。なお、本必要情報に該当する代表的な項目は以下のとおりです。

- (i) 大量買付提案者及びそのグループ（その共同保有者、その特別関係者及び組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- (ii) 買付行為等の目的、方法及び内容（経営参画意思の有無、買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券の数及び買付等を行った後における株券等の所有割合、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性等を含みます。）
- (iii) 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額）、並びに買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法及び算定に用いた数値情報、並びに、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち少数株主に対して配分されるシナジーの内容を含みます。また、買付対価の額が時価と異なる場合や大量買付提案者が最近行った取引の価格と異なる場合にはその差額の根拠。）
- (iv) 買付行為等に要する資金の調達状況（関連する取引の内容を含みます。）、及び当該資金の提供者（実質的提供者を含みます）の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- (v) 大量買付提案者及びそのグループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期ごとの取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期ごとの売却数・売却価額
- (vi) 買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vii) 買付提案者が既に保有する又は将来取得する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (viii) 支配権取得又は経営参画を買付行為等の目的とする場合は、買付行為等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、買付後の当社経営方針、事業計画及び議決権の行使方針、並びに資本政策及び配当政策等についての情報を含む公開買付届出書等で法律上開示を要求される情報。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・

経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性

- (ix) 純投資又は政策投資を買付行為等の目的とする場合には、買付行為等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付行為等を行なう場合には、その必要性
- (x) 重要提案行為等を行うことを買付行為等の目的とする場合、又は買付行為等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- (xi) 買付行為等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- (xii) 買付行為等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- (xiii) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者に関する処遇・方針
- (xiv) 大量買付提案者以外の当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (xv) その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

また、上記の本必要情報リストに従い大量買付提案者から提供された情報では、買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価及び検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付提案者に提供して頂きます。なお、本必要情報の提供については、原則として当社取締役会から大量買付提案者に対して本必要情報リストが提示されてから 60 日以内に完了して頂くこととします（以下、「必要情報提供期間」といいます。）。

もともと、本必要情報の具体的な内容は買付行為等の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、買付行為等の内容及び規模並びに本必要情報の具体的な提出状況を考慮して必要情報提供期間を最大 30 日間延長することができるものとします。大量買付提案者から提出された本必要情報が十分かどうか、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当かどうか、及び、必要情報提供期間を延長するかどうかの判断については、当社取締役会は恣意的な判断を排除するために下記の特別委員会の助言及び勧告に基づいて判断を行います。

なお、大量買付提案者による買付行為等が存在するという事実は、株主の皆様に適時適切に開示いたします。また当社取締役会に提供された本必要情報についても、株主の皆様に対して開示いたします。

(c) 特別委員会及び当社取締役会による検討手続

当社取締役会は、かかる本必要情報の提供状況に応じて必要情報提供期間中又は必要情報提供期間満了後、独立の外部専門家3名以上により構成され、別に設置される特別委員会（特別委員会の概要及び委員については添付資料3をご参照ください。）の助言及び勧告を受け、また、必要に応じて適宜外部専門家等の助言も得ながら、買付行為等に対する検討、分析を行い、当社取締役会としての意見を慎重に形成・公表し、必要と認めれば、買付行為等についての交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行うものとします。

また、その判断の透明性を高めるため、買付行為等の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要を適時適切に開示いたします。なお、株主の皆様にも、当社取締役会の意見を参考にしつつ、当該買付提案とその代替案を比較検討頂くこととなります。

そして、当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには、一定の期間が必要であるため、買付行為等の評価等の難易度に応じて、以下(i)(ii)による検討期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）を設定するものとし、大量買付提案者による買付行為等は、当該取締役会検討期間の経過後において開始されなければならないものとします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付の場合には、情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不参入）
- (ii) その他の方法による買付行為等の場合には、情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不参入）

また、特別委員会が取締役会検討期間内に下記③(a)に記載される対抗措置の発動又は不発動に係る勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間満了時まで買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行うに至らない場合には、当社取締役会は、大量買付提案者の買付行為等の内容の検討、大量買付提案者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、30日間を超えないものとします。）で、取締役会検討期間を延長する旨の決議を行うことができるものとします。但し、その場合には、延長する期間及び理由その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに開示を行うものとします。

(d) 特別委員会による勧告の最大限の尊重

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外監査役及び社外取締役並びに社外の有識者（弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等）を対象として選任するものとします。（添付資料3参照）

当社は特別委員会の設置意義に照らして、特別委員会メンバーとして、有識者の中でも中立のご判断をいただけたと考え、臼井敏雄氏、一瀬益夫氏、星徹氏の3名の方を予定しております。

当社取締役会は、本必要情報並びに本必要情報の取締役会による評価及び分析結果を特別委員会に提供します。特別委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、大量買付提案者が提供する情報の十分性、対抗措置の発動の是非、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項及び特別委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項等について勧告を行います。

そして、当社取締役会はその判断の際には特別委員会による勧告を最大限尊重いたします。

### ③ 本プランの発動手続

#### (a) 対抗措置の発動、不発動及び発動の延期

大量買付提案者による買付行為等に関して、別に設置される特別委員会において下記「第一」に記載の対抗措置発動要件のいずれかに該当する事情が存在するとして当社取締役会に対して勧告がなされた場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として、必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。これに対して、特別委員会において下記「第二」に記載の対抗措置不発動要件のいずれかに該当する事情が存在するとして当社取締役会に対して勧告がなされた場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、大量買付提案者の買付行為等に対して対抗措置を発動しないことを決議します。

また、取締役会検討期間満了時まで特別委員会において下記の対抗措置発動要件のいずれかに該当する事情が存在するとして当社取締役会に対して勧告がなされず、当社取締役会が対抗措置の決議を行わない場合には、当社取締役会は、取締役会検討期間後において大量買付提案者の買付行為等に対して対抗措置を発動しないこと、又は、対抗措置の発動を延期することを決議するものとします。対抗措置の発動を延期した場合においては、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動について特別委員会による勧告を得たうえで、これを最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決議するものとします。加えて、取締役会検討期間終了後においても、当社取締役会は大量買付提案者との間で円滑に検討・交渉を継続すべく最善の努力を行うものとしたします。

当社取締役会は、これらのいずれの場合であっても、対抗措置の発動若しくは不発動又は対抗措置の発動の延期の決議その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行い、株主の皆様において適切な判断をして頂くことが可能となるような措置をとることといたします。

#### 第一 対抗措置発動要件

- (i) 大量買付提案者が必要情報提供手続に応ぜず、株主が当社株式を大量買付提案者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報がないなど株主が当該買付行為等を判断することが困難な場合に、当社に何らの予告もなく買付行為を開始し、又はその開始が客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- (ii) 大量買付提案者が、当社への経営参画の意思を真に有していないにもかかわらず、当社株式の株価を不当につり上げて当社株式を高値で当社関係者（当社関係会社、役員、従業員、取引先等を含むがこれに限らない。）に取得させる目的で当社株式の買付行為等を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- (iii) 大量買付提案者が、当社の事業経営上必要な資産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付提案者やその関係会社等に移転させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付行為等を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- (iv) 大量買付提案者が、当社の資産を当該大量買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する意図をもって当社株式の買付行為等を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- (v) 大量買付提案者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額の株主還元（剰余金配当を含むがこれに限らない。以下同じ。）をさせるか、あるいは一時的な高額の株主還元等による当社株式の株価上昇に際して、大量買付提案者が取得した当社株式を高値で売り抜けることを目的として、当社株式の買付行為等を行っていることが、客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合
- (vi) 大量買付提案者が必要情報提供手続に応じるも、買付提案において、当該大量買付提案者からの提案の態様、提案手法その他の事情に鑑みて二段階での強圧的な買付提案（当初の買付けにおいて当社株式の全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利な設定にし、あるいは明確にしないで買付行為を行うこと）であることが、客

観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合

- (vii) 上記(i)ないし(vi)のほか、大量買付提案者から当社に対して提案された買付行為等により、当社株主、取引先、顧客、従業員、地域社会その他の当社の利害関係者を含む当社グループの企業価値・株主共同の利益が上記(i)ないし(vi)の要件の場合と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる場合

## 第二 対抗措置不発動要件

- (i) 当社取締役会が取締役会検討期間中及び取締役会検討期間を経過してもなお買付行為等で提示された企業価値評価を上回る企業価値評価を実現することが合理的に見込まれる経営計画等の提示を含む代替案を株主に示すことができず、大量買付提案者との間で交渉等も行わなかったことが明らかな場合
- (ii) その他、買付提案が当社取締役会の提示する代替案より高い企業価値評価を内容とするものであることが客観的に明らかであり、かつ、買付行為等により当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあることが明らかでない場合

### (b) 対抗措置の内容

本プランにおける対抗措置としては、原則として、当社取締役会決議により、新株予約権の無償割当（会社法第 277 条）を行います（新株予約権の概要については添付資料 4 を参照ください。以下、「本新株予約権」といいます。）。但し、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を株主総会に付議するものとします。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会終結後速やかに対抗措置の発動または不発動を決議するものとします。

なお、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本新株予約権の主要な条件は以下のとおりですが、当社は機動的に新株予約権の発行ができるよう、本新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

#### (i) 本新株予約権の割当先

本新株予約権は、別に設置される特別委員会の勧告に基づいて当社取締役会決議で決定の上で公告される割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様

対してその所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき2個を上限として無償で割り当てられます。

また、現時点で保有されている当社株式の売却等により、上記のとおり設定される割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録されていない方や、割当基準日後に株主名簿に記録された方については本新株予約権の割当は行われません。

(ii) 本新株予約権の権利行使の期間及び権利行使の制限（差別的行使条件）

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の権利行使期間の開始日から1ヶ月間（又は最長で2ヶ月間）であり、行使期間中であればいつでも新株予約権者の皆様は保有されている新株予約権を行使して新株式を取得することが可能です。権利行使に関しては、本新株予約権1個の行使につき当社の普通株式1株を取得することになります。但し、本新株予約権には差別的行使条件が付されており、①特定大量保有者、②特定大量買付者、③これら①若しくは②の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は④これら①乃至③に該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、その保有する本新株予約権を行使することができません。

(iii) 本新株予約権に関する取得条項

本新株予約権には、取得条項が付されております。当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社普通株式をかかると株主の皆様へ交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、払込価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することになります。

以上に加え、当社取締役会は、相当性の観点から適切と考えられるときは、非適格者からの本新株予約権の取得の対価として別途定めるものを、非適格者に交付することを決議することができるものとします。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の取得を行う場合、速やかに情報開示を行うことといたします。また、当社は、下記④のとおり、対抗措置の停止として、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができます。

④ 対抗措置の停止手続

当社は、上記③において、当社取締役会が対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当を決議し、又は無償割当が行われた後においても、当社取締役会は、大量買付提案者が当該買付提案又は買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと判断した場合は、特別委

員会の勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当効力発生日までの間は本新株予約権無償割当の中止の方法により、又は本新株予約権無償割当効力発生日後、本新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの間は、当社による本新株予約権の無償取得の方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。これにより、当社は、大量買付提案者が当該買付提案又は買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でなくなった場合に、対抗措置を停止することが可能となります。

この場合、当社取締役会は、速やかに情報開示を行うことといたします。

#### ⑤ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のとき（平成26年8月に開催予定の当社定時株主総会終結のとき）までとします。

但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを随時見直し、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、当社の株主総会で選任された取締役（任期1年）で構成される取締役会において本プランを廃止又は変更する旨の決議が行われた場合、もしくは新たな内容のプランを導入する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとします。これにより、本プランの廃止又は変更に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成23年7月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、株主の皆様の不利益を与えない範囲で、本プランの条項又は用語の意義等を合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

平成26年以降におけるプランについては、当社取締役会において必要な見直しをした上で、平成26年8月に開催予定の当社定時株主総会にて、本プランの継続、あるいは新たな内容のプランの導入に関して株主の皆様の意思を確認させて頂く予定です。

### (3) 本プランの合理性

#### ① 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛指針」といいます。）に定める三原則①企業価値・株主共同の利益の確保、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近

時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。また、株式会社大阪証券取引所の定める、企業行動規範に関する規則第 11 条を充足しております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する買付行為等が行われた際に、当該買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③ 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、平成 23 年 8 月 26 日開催予定の本定時株主総会において議案として諮られ、出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同を得るものとしますが、本プラン導入につき本定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本プランは廃止いたします。さらに、本プラン発動手続において、特別委員会から対抗措置の発動について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、当該対抗措置の発動の是非を株主総会に付議することとなります。

また、本プランの有効期限は、原則として平成 26 年に開催される当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降も当社株主総会において本プランの継続に関して皆様の意思を確認させて頂く予定ですので、株主の皆様を十分に尊重した買収防衛策であると考えます。なお、当社は取締役の任期を 1 年としており、本プランの有効期間中の存続・廃止につきましては、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権行使の状況を鑑みて、可能な限り株主の皆様を十分に尊重していき考えです。

④ 独立社外者である特別委員会の意見の重視

本プランにおいては、実際に当社に対して買付行為等がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規程に従い、当該買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととなります。また、当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合でない限りは、特別委員会の勧告又は株主総会における決定の内容と異なった決議をすることはできません。

このように、特別委員会によって、当社内部の取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、上記にて記載したとおり、特別委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 客観的な解除条件が付されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役からなる取締役会により本プランを廃止することができます。したがって、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド・ピルといった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

⑦ 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付提案者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(4) 株主の皆様への影響

① 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の割当自体は行われませんので、株主の皆様のご権利関係には影響はございません。

② 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

本プランに基づいて対抗措置が発動されることが決定され、原則に従い新株予約権無償割当の実施に関する決議が行なわれた場合には、割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、申込等の手続をすることなく、当該新株予約権無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となります。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当決議や無償割当効力発生日後においても、本新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの間は、大量買付提案者が当該買付行為等の撤回又は変更

を行った等の事情により、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が認める場合には、本新株予約権の割当を中止し、又は当社が本新株予約権と引き換えに当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株券等の売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大量買付提案者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付提案者以外の株主及び投資者の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### ③ 本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当を行うことを決議した場合には、当社は、法令にしたがって本新株予約権の割当基準日を公告いたします。割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が割り当てられます。

当社は、その株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の割当を受けた株主の皆様が権利行使期間内に権利行使を行う場合には、原則として新株予約権行使請求書等を提出した上、1円を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として1個の新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込みその他本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、本新株予約権は消滅いたしますので（会社法第287条）、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。但し、当社取締役会が本新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の条項に従い、本新株予約権を取得することを決定した場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、対抗措置発動要件を充足すると判断された非適格者以外の株主の皆様は、払込価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することとなります。

上記のほか、払込方法などの詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

添付資料1 当社株式の状況（平成23年5月31日現在）

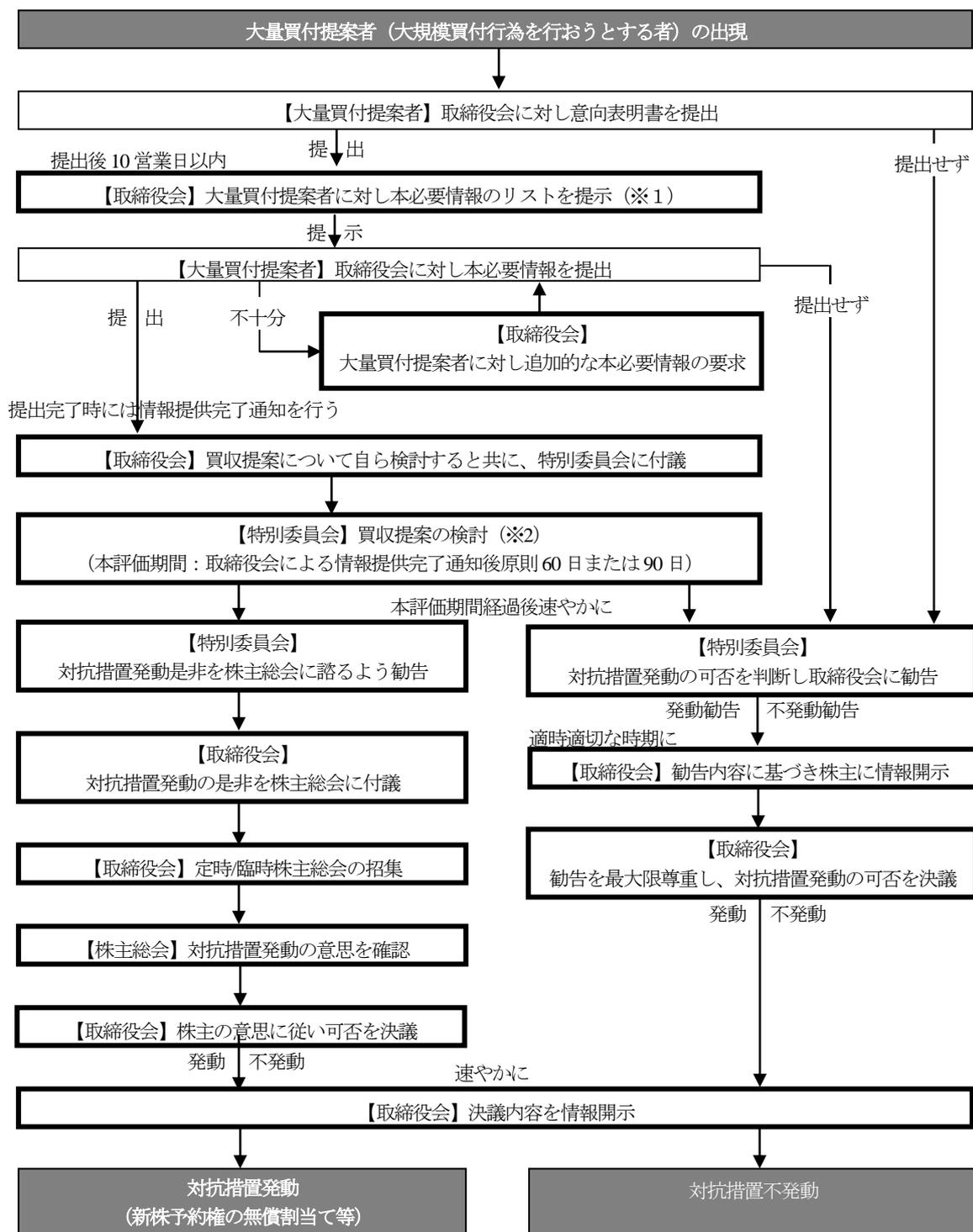
1. 発行可能株式総数  
22,980,000株
2. 発行済株式総数  
5,745,184株
3. 1単元の株式数  
100株
4. 議決権を有する株主数  
470名
5. 所有者別状況

所有者区分	株式数	株式数 比率	議決権数	議決権数 比率
個人・その他	4,214,087	73.36%	42,132	73.36%
政府・地方公共団体	0	0.00%	0	0.00%
金融機関	320,100	5.57%	3,201	5.57%
その他内国法人	1,002,500	17.45%	10,025	17.45%
外国人	4,700	0.08%	47	0.08%
証券会社	3,705	0.06%	36	0.06%
自己名義株式	200,092	3.48%	2,000	3.48%

6. 大株主（上位10位）の状況

順位	所有者区分	所有株式数	株式数比 率
1	SBIValueUpFund 1号投資事業有限責任組合	933,500	16.24
2	大部 満里子	624,470	10.86
3	大部 仁	549,823	9.57
4	大部 力	545,094	9.48
5	日本プロセス社員持株会	418,800	7.28
6	吉川 豁彦	377,011	6.35
7	小泉 修	365,011	6.53
8	第一生命保険株式会社	223,000	3.88
9	萩野 正彦	221,824	3.86
10	白川 一幸	177,000	3.08

添付資料2 本プランの導入から対抗措置の発動・不発動までのフロー  
本プランの導入に関するフロー



※1 「3. (2) ② (b) 必要情報提供手続」を参照してください。

※2 なお、本フローチャートは本対応方針の概略をフローチャートで示したものであり、当社の企業価値を著しく毀損する買収に対する対抗措置として、法令上取締役会または株主総会が元来有している権限が別途行使される可能性はあります。

### 添付資料3 特別委員会の概要及び委員のご紹介

#### 1. 特別委員会の概要

特別委員会は、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外監査役及び社外取締役並びに社外の有識者（弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等）から選任された合計3名以上の委員で組織されます。特別委員会には、原則として、当社取締役1名が出席して、特別委員会における検討に必要な事項に関する説明を行います。当社は、特別委員会を構成する特別委員との間で特別委員会における上記の活動をするための業務委託契約を締結し、各特別委員は特別委員に就任するにあたり、その職責を十分に理解し、業務委託契約に基づいて誠実にその活動を行うことを約束しております。当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合を除き、この特別委員会による勧告を最大限尊重して、上記の事項に関する判断を行います。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。

本プランの特別委員会の委員は、下記2に記載される3名を予定しております。

また、特別委員会の規程の概要については、下記4のとおりです。

#### 2. 特別委員会の委員のご紹介

臼井 敏雄 （うすい としお）

昭和16年生まれ

昭和40年 株式会社日立製作所入社

平成9年 株式会社日立製作所電力事業部長

平成10年 株式会社日立製作所大甕工場長

平成13年 株式会社日立情報制御システム社社長

平成18年 株式会社日立情報制御ソリューション社長

平成19年 株式会社日立情報制御ソリューション顧問

一瀬 益夫 （いちのせ ますお）

昭和23年生まれ

昭和50年 東京経済大学経営学部助手

昭和52年 東京経済大学経営学部専任講師

昭和56年 東京経済大学経営学部助教授

平成5年 東京経済大学経営学部教授（現任）

平成14年 東京経済大学経営学部長

東京経済大学理事

平成20年 東京経済大学副学長（現任）

東京経済大学常務理事（現任）

星 徹 (ほし とおる)

昭和 20 年生まれ

昭和 59 年 株式会社日立製作所システム開発研究所主任研究員

平成 13 年 慶応義塾大学より博士 (工学) 授与

平成 14 年 株式会社日立製作所中央研究所研究主幹

平成 15 年 東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授

平成 17 年 情報処理学会フェロー

平成 18 年 当社取締役

平成 19 年 東京工科大学コンピュータサイエンス学部長

平成 23 年 東京工科大学名誉教授

### 3. 当社との関係

白井敏雄氏、一瀬益夫氏、星徹氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

### 4. 特別委員会規程の概要

- (1) 特別委員会は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当てを原則とする対抗措置の実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保を図ることを目的とする。
- (2) 特別委員会委員は、3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）のうち、一定条件を満たす者の中から当社取締役会により選任される。
- (3) 特別委員会委員の任期は、原則として就任した日から2回目に到来する定時株主総会の終結のときまでとし、再任は妨げない。
- (4) 特別委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
  - ① 大量買付提案者による買付行為等について、本プランに定める対抗措置発動要件または対抗措置不発動要件に該当する事情が存するか否かの判断及び本対抗措置の発動または不発動の決定買付提案の内容が濫用的買収に該当するか否かの決定および本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - ② 対抗措置の発動の中止および発動の撤回の決定
  - ③ ①および②のほか、大量買付提案者により提供された情報の充分性の判断、取締役会検討期間の延長等、本プランにおいて特別委員会が権限を与えられた事項の決定
  - ④ 本プランに関して取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項

⑤ その他、特別委員会が取締役に諮問すべきと考える事項

- (5) 特別委員会の各委員および当社取締役会は、大量買付提案者による買付行為等が行なわれる場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
2. 特別委員会の招集通知は、各特別委員会委員に対し開催日の3日前までに発信しなければならない。ただし、緊急のときはこれを短縮できるものとする。
  3. 特別委員会委員の全員の同意がある場合には、前項の招集手続を経ずに特別委員会を開催することができる。
- (6) 特別委員会の決議は、特別委員会委員の全員が出席し、その過半数の賛成をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行うことができる。
- (7) 特別委員会が必要とするときは、当社取締役、監査役、相談役、顧問、執行役員、会計監査人又は従業員等を特別委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。また、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- (8) 特別委員会の議事については、その経過要領および結果を記載した議事録を2通作成し、出席した特別委員会委員が記名押印する。
- (9) 特別委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を開示する際に、その概要を開示するものとする。
- (10) 本規則の改廃は、当社取締役会の決議による。

#### 添付資料4 本プランの新株予約権の概要

##### 1. 本新株予約権の割当数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会又は株主総会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の2倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

##### 2. 割当対象株主

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき2個を上限として新株予約権を割り当てる。

##### 3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

##### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

##### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会又は株主総会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

##### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

##### 7. 本新株予約権の行使条件

非適格者は、その保有する本新株予約権を行使することができない。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

##### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができる。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者が有する本新株予約権を取得し、相当性の観点から適切と考えられるときは、本新株予約権と引き換えに本新株予約権1個につき、その対価として別途定めるものを交付することができる。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。